

 **保健・健康づくり**
場所の記載のないものは健康増進センター
問合せ 健康いきいき課 健康管理担当 ☎62-0716

●**乳幼児相談**
日時・対象
4月5日(金) 乳児(0歳児)
4月9日(火) 幼児(1歳児～就学前)
9時30分～10時30分(受付時間が変更になりました。)
持ち物 母子健康手帳
※ご兄弟・姉妹で乳児と幼児のお子さんがいらっしゃる場合、ご利用できます。

●**3～4か月児健診**
日時 4月11日(木) 13時～13時40分受付
対象 健診日現在3～4か月のお子さん
持ち物 母子健康手帳・バスタオル

●**3歳児健診**
日時 4月16日(火) 12時50分～13時30分受付
対象 平成22年1月～2月生まれのお子さん
持ち物 母子健康手帳・お子さんの尿・アンケート・使用中の歯ブラシ

●**くれよんキッズ**
日時 4月12日(金) 10時30分～12時
テーマ 『総会(予定)』
*見学・新規希望者は、健康いきいき課まで

●**埼玉県不妊治療費助成事業のご案内**
埼玉県では、不妊治療(体外受精及び顕微授精)を受けた方を対象に、1回の治療につき15万円まで、1年度当たり2回(1年度目は3回)を限度に5年度までその治療費を助成しています。要件、手続き等をよくご理解の上ご利用ください。詳細については、東松山保健所までお問い合わせください。
◎次の全ての項目に該当する方が対象です。

- (1)住所要件
夫婦の一方又は双方が県内に住民登録があること。
 - (2)所得要件
前年(1月～5月の申請にあつては前々年)における夫婦の所得の合計金額が730万円未満であること。
 - (3)対象治療の要件
指定医療機関において実施した、法律上の夫婦間における「体外受精治療」又は「顕微授精治療」。
- 問合せ 東松山保健所 ☎22-0280

 **子育て情報**

●**子育て広場「レピ」・ふれあい教室**
北部交流センター会場
子育て広場は、毎週月・木曜日10時～12時まで開館しています。

ふれあい教室 ぱんだ
対象 就学前のお子さんとその親
(赤ちゃん体操は0歳児対象)
時間 10時30分～11時

4月1日(月)	絵本読み聞かせ
4月4日(木)	赤ちゃん体操
4月8日(月)	手遊び・おはなし
4月11日(木)	手遊び・リズム体操
4月15日(月)	手遊び・おはなし
4月18日(木)	赤ちゃん体操
4月22日(月)	手遊び・製作
4月25日(木)	手遊び・リズム体操

ふれあい交流センター会場
ふれあい教室 うさぎ
対象 就学前のお子さんとその親
時間 10時30分～11時

4月8日(月)	親子体操
4月22日(月)	リンパマッサージ+アロマ

町民ホール会場
ふれあい教室 こあら
子育て広場は10時～14時まで開館しています。
対象 就学前のお子さんとその親
時間 10時30分～11時

4月5日(金)	親子体操
4月12日(金)	手遊び・製作
4月19日(金)	親子体操

●**新しいパパ・ママ応援ショップ優待カードを配布します**
中学生までの子供、または妊娠中の方がいる家庭に配付している「優待カード」を提示すると、割引などのサービスが受けられる「パパ・ママ応援ショップ」。現在、県内外16,000を超える協賛店舗で利用できます。現在の「優待カード」の有効期限は、平成25年3月末までのため、新しい「優待カード」の配布を行います。なお、4月以降、有効期限切れの優待カードを協賛店で提示されても特典は受けられませんので、ご注意ください。
【対象】中学生までのお子さんまたは妊娠中の方がいる家庭
【配布方法】
①町内の保育所、幼稚園、小・中学校にお子さんを通っている家庭：3月中旬に、各保育所、幼稚園、小・中学校からお子さんに配布します。
②上記以外のお子さんまたは妊娠中の方のいる家庭：役場こども課で配布します。
【持参書類】お越しの際は、お子さんの住所・年齢が確認できるもの(お子さんの健康保険証、こども医療費受給資格証など)、妊娠中の方は母子手帳をお持ちください。

最新の協賛店舗の情報は、県HP(<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/ouen/>)をご覧ください。
群馬県、栃木県、茨城県、福島県、新潟県の優待カードも配布しております!!
※群馬県と新潟県の優待カードは3月末で切り替えになります。パパ・ママ応援ショップと同様、お手元の優待カードをご確認ください。
新優待カード配布予定日
群馬県…3月1日(金)から
新潟県…4月30日(火)から
その他の県については随時配布できます。

 **各種無料相談**

- 行政相談**
日時 3月13日(水) 10時～15時
場所 役場3階 総合相談室
問合せ 地域支援課 地域支援・人権推進担当 ☎62-2152
- 法律相談**
日時 3月19日(火) 13時30分～15時50分
場所 役場204会議室 予約制 先着7人
問合せ 地域支援課 地域支援・人権推進担当 ☎62-2152
- 迷惑相談**
日時 月～水曜日 8時30分～17時15分
場所 役場2階 総務課内相談室 電話相談可
問合せ 地域支援課 地域支援・人権推進担当 ☎62-2152
- 消費生活相談**
日時 毎週月・火・木・金曜日(祝日、年末年始は除く)10時～12時、13時～16時
場所 役場1階 消費生活相談室(企業支援課内)
問合せ 企業支援課 ☎62-0720
※上記相談窓口のほか、消費生活支援センター川越(☎049-247-0888)でも相談を受付けています。
- 教育相談**
日時 毎週金曜日 15時～
場所 役場3階 総合相談室
問合せ こども課 学校教育担当 ☎62-0823
- 人権相談(法務局)**
家族間やご近所または職場での人間関係等でお悩みの方ご相談ください。
日時 毎週水曜日 9時～16時
場所 さいたま地方法務局東松山支局 電話可、来庁可(予約不要)
問合せ さいたま地方法務局東松山支局 ☎22-0379

 **消費者コーナー**
消費生活センター ☎62-0720(企業支援課内)
(毎週月・火・木・金曜日 10時～12時・13時～16時)

消費者啓発参考情報「くらしの110番」トラブル情報
マイホームの請負契約をやめたら、高額な請求が…
【事例 40歳代女性】
マイホーム用に土地を見つけ業者へ連絡したところ、建築条件付きの土地だった。土地の売買契約と同時に建物の建築請負契約も結び、土地と建物工事、諸経費込みで2,800万円の住宅ローンを借りることにした。ところが、申請した金融機関の住宅ローン審査が通らず、他行のローン審査が通ったとしても返済が心配になったため、業者へ契約解除を申し出た。すると業者から銀行ローン申請費用、構造計算費、地盤調査費など合計36万円を請求されてしまった。

建築条件付き土地売買契約とは、土地の売主又は売主の指定する業者と一定期間内に建物の設計協議を行い請負契約を締結しなければ解除になる契約です。又住宅ローンが組めない場合は契約を続行することができないためローン特約により契約は解除になると考えられます。
ただし、建物の請負契約を解除する場合は注文者が損害を賠償していつでも解除することができるため、損害金について具体的に協議をする必要があります。

【消費者へのアドバイス】
①ローン特約による契約解除のトラブルを防止するために、契約書には具体的な利用予定金融機関名を記載しましょう。

②建築条件付きの土地の購入にあたっては、解除の条件なども含め契約内容をよく把握したうえで契約しましょう。

③建物の請負契約は、十分に建物の設計協議を行い、見積金額を確認した上で締結しましょう。請負契約後に土地売買契約の解除を申し出た場合、無条件で解除することができず、手付金の放棄等の金銭負担が生じます。

④契約を解除する場合は、後日の紛争を避けるために、合意内容を書面で交わしておきましょう。業者が過大な諸経費を請求するケースなどもありますが、その場合は、宅地建物取引業法所管課又は嵐山町消費生活センター相談窓口にご相談ください。